

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：岡山市久米南町国民健康保険病院組合

令和8年6月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	69.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.0%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	84.9%
21～25年	120.5%
16～20年	117.0%
11～15年	118.1%
6～10年	88.8%
1～5年	49.8%

【説明欄】

※任期の定めのない常勤職員以外の職員は男性該当者なしのため記載なし

※本庁部局長・次長相当職は女性該当者なしのため記載なし

※本庁課長補佐相当職は該当なし

※本庁係長相当職は男性該当者なしのため記載なし

※36年以上区分は女性該当者なしのため記載なし

※31～35年区分は男性該当者なしのため記載なし

※職員割合が女性約80%、男性約20%と女性の占める割合が高いため、全体的に男性に占める女性の給与の割合は高くなっている

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	75%

【説明欄】

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	75%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

【説明欄】

※本庁部局長・次長相当職は女性該当者なしのため記載なし
※本庁課長補佐相当職は該当なしのため記載なし
※本庁係長相当職は男性該当者なしのため記載なし

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—%	—%	—%	—%
1週間以上2週間未満	—%	—%	—%	—%
2週間以上1月以下	50%	—%	—%	—%
1月超3月以下	—%	—%	—%	—%
3月超6月以下	50%	—%	—%	—%
6月超9月以下	—%	—%	—%	—%
9月超12月以下	—%	100%	—%	—%
12月超24月以下	—%	—%	—%	—%
24月超	—%	—%	—	—

【説明欄】

※令和7年度は育児休業取得可能となった職員は全員取得

※会計年度任用職員で育児休業取得者は男性、女性ともに該当なし

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
一般職に属する職員	2.9時間/月

【説明欄】

※一般職に属する職員を対象とし、会計年度任用職員等は除いた